

議案第 1 1 号

市川市使用料条例の一部改正について

市川市使用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年 9 月 6 日提出

市川市長 田 中 甲

市川市条例第 号

市川市使用料条例の一部を改正する条例

第 1 条 市川市使用料条例（平成 1 1 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 1 2 号から第 1 6 号までを次のように改める。

- (12) 東山魁夷記念館 別表第 1 2
- (13) 地域ふれあい館 別表第 1 3
- (14) アイ・リンクセンター 別表第 1 4
- (15) アイ・リンクタウン展望施設 別表第 1 5
- (16) 八幡市民交流館 別表第 1 6

第 2 条第 5 項に次の 1 号を加える。

- (4) 八幡市民交流館自動車駐車場 別表第 2 0

別表第 1 2 を削り、別表第 1 3 を別表第 1 2 とし、別表第 1 4 を別表第 1 3 とし、別表第 1 5 を別表第 1 4 とし、別表第 1 6 を別表第 1 5 とし、同表の次に別紙の 1 表を加える。

別表第 1 9 の次に別紙の 1 表を加える。

第 2 条 市川市使用料条例の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(17) 妙典こども地域交流館 別表第 1 7

第 2 条第 5 項第 1 号中「別表第 1 7」を「別表第 1 8」に改め、同項第 2 号中「別表第 1 8」を「別表第 1 9」に改め、同項第 3 号中「別表第 1 9」を「別表第 2 0」に改め、同項第 4 号中「別表第 2 0」を「別表第 2 1」に改める。

別表第 2 0 を別表第 2 1 とし、別表第 1 7 から別表第 1 9 までを 1 表ずつ繰り下げ、別表第 1 6 の次に別紙の 1 表を加える。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 7 年 3 月 1 日から、第 2 条の規定は市川市妙典こども地域交流館の設置及び管理に関する条例（令和 6 年条例第 号）の施行の日から施行する。

別表第16 八幡市民交流館使用料

区 分		1時間当たりの額	
		市民等	市民等以外の者
集 会 室	和 室 1	1 7 0 円	3 4 0 円
	和 室 2	1 6 0 円	3 3 0 円
	和 室 3	2 2 0 円	4 4 0 円
	1 階 多 目 的 室 1	6 8 0 円	1, 3 6 0 円
	1 階 多 目 的 室 2	5 6 0 円	1, 1 3 0 円
	2 階 多 目 的 室 1	7 0 0 円	1, 4 1 0 円
	2 階 多 目 的 室 2	4 4 0 円	8 8 0 円
	2 階 多 目 的 室 3	4 5 0 円	9 1 0 円
	2 階 多 目 的 ス ペ ー ス	4 4 0 円	8 9 0 円
軽 運 動 室 1	6 4 0 円	1, 2 9 0 円	
軽 運 動 室 2	6 6 0 円	1, 3 3 0 円	
音 楽 ス タ ジ オ	3 9 0 円	7 8 0 円	
ク リ エ イ テ ィ ブ ル ー ム	3 7 0 円	7 5 0 円	
1 階 フ リ ー ス ペ ー ス	9 6 0 円	1, 9 3 0 円	
2 階 フ リ ー ス ペ ー ス 1	4 3 0 円	8 6 0 円	
2 階 フ リ ー ス ペ ー ス 2	2 1 0 円	4 3 0 円	
2 階 フ リ ー ス ペ ー ス 3	2 1 0 円	4 2 0 円	

別表第20 八幡市民交流館自動車駐車場使用料

自動車1台当たりの額	20分までごとにつき100円
------------	----------------

別表第17 妙典こども地域交流館使用料

区 分	1時間当たりの額	
	市民等	市民等以外の者
屋 内 運 動 場	3,000円	6,010円
多 目 的 ス ペ ー ス	750円	1,510円
調 理 ス ペ ー ス	190円	380円
音 楽 ス ペ ー ス 1	50円	100円
音 楽 ス ペ ー ス 2	220円	450円

理 由

八幡市民交流館及び妙典こども地域交流館を開設することに伴い、これらの使用料の額を定める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。